

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院の整備について
以下省略

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針

- I がん診療連携拠点病院の指定について
(省略)
- II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について
 - 1 診療体制
 - (1) 診療機能
 - [1] 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供
(省略)
 - [2] 化学療法の提供体制
(省略)
 - [3] 緩和ケアの提供体制
(省略)
 - [4] 病病連携・病診連携の協力体制
(省略)
 - [5] セカンドオピニオンの提示体制
(省略)
 - 2 研修の実施体制
(省略)
 - III 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について
(省略)
 - IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について
(省略)
 - 4 都道府県がん診療連携協議会を設置し、当該協議会は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換を行うこと。
- (2) 当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- (3) がんの種類ごとに、当該都道府県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有し、広報すること。
- (4) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- (5) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスを整備することが望ましい。
- (6) II の 2 の (1) に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

- V 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について
(省略)

がん対策基本法

(平成十八年六月二十三日法律第九十八号)

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 がん対策推進基本計画等(第九条—第十一条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進(第十二条・第十三条)

第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十四条—第十七条)

第三節 研究の推進等(第十八条)

第四章 がん対策推進協議会(第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 (省略)

(基本理念)

第二条 (省略)

(国の責務)

第三条 (省略)

(地方公共団体の責務)

第四条 (省略)

(医療保険者の責務)

第五条 (省略)

(国民の責務)

第六条 (省略)

(医師等の責務)

第七条 (省略)

(法制上の措置等)

第八条 (省略)

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第九条 (省略)

(関係行政機関への要請)

第十条 (省略)

(都道府県がん対策推進計画)

第十一条 (省略)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第十二条 (省略)

(がん検診の質の向上等)

第十三条 (省略)

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十四条 (省略)

(医療機関の整備等)

第十五条 (省略)

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 (省略)

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)
第十七条 (省略)

第三節 研究の推進等

第十八条 (省略)

第四章 がん対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 協議会の委員は、非常勤とする。
- 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。